

HB通信

編集・発行 /
一般社団法人
ひょうご部落解放・人権研究所



〒650-0003 神戸市中央区山本通 4-22-25 兵庫人権会館 2階
TEL: 078-252-8280 FAX: 078-252-8281
e-mail: blrhyg@extra.ocn.ne.jp URL: <http://blrhyg.org/>



所長の諏訪山だより

日本人なら理解できる

2017年、日本で難民認定を受けた人は20人だった。これはフランスの24,007人、アメリカの20,437人に比べて、あまりにも少ない数字だ（仏、米は2016年のデータ）。1986年、当時の中曽根康弘首相が「日本は単一民族国家なので、国としてまとめ、うまくやっつけられた」という内容の発言を行い、物議をかもした。この中曽根発言に対し、在日韓国・朝鮮人やアイヌ民族の存在を無視していると、その現状認識の誤りを指摘する声があがったが、この中曽根発言の問題点は、現状認識の間違いにあるのではなく、「日本は単一民族国家であるべきだ」というイデオロギーにあるといえる。そして、「『異質な人間』は、日本にいてほしくない。もし、日本で住むなら外国人は同化すべきだ」という単一民族国家イデオロギーが、難民を受け入れようとしない日本政府の姿勢につながっているのであろう。

1952年のサンフランシスコ講和条約の発効にともない、在日朝鮮人と在日台湾人は一方的に日本国籍を剥奪された。旧植民地出身者には国籍の選択権や二重国籍を認める旧宗主国が多いにもかかわらず、日本は旧植民地出身者から日本国籍を奪ったうえ、3年ごとに更新しなければならないという、非常に不安定な在留資格しか認めなかった。そして、1965年の日韓基本条約締結時、韓国籍を取得した在日朝鮮人に限り、申請すれば申請者本人とその子どもに限り、永住権（協定永住権）を与えるが、その孫については25年後に再協議するとした。永住権を2代までに限定したのである（いわゆる「91年問題」）。国籍法が血統主義の国では、永住権は、それを持つ人の子ども孫も、代々持ち続けるものであるが、日本は在日韓国人に2代に限定した特殊な永住権しか認めなかったのである。すなわち、在日韓国人は日本に帰化するか、そうでなければ日本から出ていくか、そのいずれかを申請者の子の代までに選択せよというのだ。これは「異質な人間」が未来永劫、日本に住み続けることは、あってはならないことであり、日本に住み続けたいなら同化すべきであるという日本政府の一貫した姿勢のあらわれといえる（1982年1月より、朝鮮籍の人も特例永住権を認められた。1991年11月施行の入管特例法により永住権が一本化され、3代以降の子孫も特別永住権が与えられた）。

日本文学研究者で、文化勲章を受章したドナルド・キーンさんは、日本人から「キーンさんは長いあいだ日本文学を研究してこられたが、それでも日本文化の神髄は理解できないでしょう」と言われるそうである。日本人なら理解できるが、外国人には理解できない。この根拠のない思い込みは何なのであろう。

在日韓国・朝鮮人等に非常に不安定な在留資格しか認めようとしない日本政府の姿勢と、この根拠のない思い込みは、通底しているのではないか。

所長 石元清英



まんがのすゝめ

「サザエさんをさがして」吉展ちゃん事件—名作が迫る誘拐殺人の全て
 (『朝日新聞』土曜朝刊連載、坂本哲史、2018年1月13日)

4コマ漫画は、ときにその時代の空気を鮮明に映し出す。その代表的なものが「サザエさん」ではないだろうか。筆者は朝日新聞土曜朝刊に連載されている「サザエさんをさがして」を毎週楽しみにしている。「サザエさん」は1946年4月、福岡の「夕刊フクニチ」で連載を開始、掲載誌をいくつか経て、1951年から1974年まで朝日新聞に掲載された。戦後から「高度経済成長」と呼ばれた時代を映しながら「生活」を営む家族の姿を漫画は軽妙に描き出す。

連載は、朝日に掲載された「サザエさん」をもとに、その時代のトピックを紹介するものだが、今年1月13日に取り上げられたのが「吉展ちゃん事件」だ(残念ながら件の漫画はここでは紹介できない)。「戦後最大の誘拐事件」と呼ばれたこの事件は、4歳の男の子が誘拐され、身代金を奪われるも、警察は犯人を取り逃し、男の子は遺体で発見されるという痛ましいものであった。事件は1963年4月1日に起きた。そして1ヶ月後の5月1日、「狭山事件」が起きている。

よく「狭山事件」で石川一雄さんが不当に逮捕された背景には、この「吉展ちゃん事件」での警察の失態があったのではないかと語られる。「名誉」挽回のため、狭山事件で犯人をあげることに躍起になる警察の姿は容易に想像できるが、ではどのような失態で、なりふり構わず石川さんを逮捕し、守ろうとした「名誉」とは、なんだったのか。

件の連載には「半世紀以上前の事件。だが、私たちは今も、その時代の空気まで濃密に追体験することができる」として、本田靖春(1933～2004)が77年に発表した『誘拐』(ちくま文庫)を紹介している。

『誘拐』はノンフィクション作品だが、ミステリー作品を読んでいるような印象を受けた。登場する実在の人物のやりとりは、まるで映画を見ているような臨場感だ。おそらく作者が常に心がけた「事件にトータルに迫る」という姿勢と、犯人の小原保が作者と同じ年の生まれであり、元新聞記者として事件の取材に関わったという経緯もあるだろう。だが、読んで心を揺さぶられるのは、小原が犯行に至った社会のありようを、弱者の側から描き出し、読者に問うたからではないだろうか。何が「犯罪」を生み出したのかと——。吉展ちゃん事件の時代の空気を知ることは、ほぼ同時期に起きた狭山事件の時代の空気を知ることでもある。

余談であるが、文庫版のあとがきは「佐野真一」が書いている。この人はここでもすべてを「血」に結び付けて描こうとしていて鼻白む。なんだか本田の作品が汚されたようで、とても残念であった。(K)



本の紹介

『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』

新井紀子著、東洋経済新報社、2018年2月、1500円+税

国立情報学研究所によって、2011年から2016年まで「ロボットは東大に入れるか」というプロジェクトが行われた。「東ロボくん」と名付けたAI(人口知能)に、東大に合格できるレベルの知能を身に付けさせるため、様々な手法が試みられた。その結果、「東ロボくん」の5教科の偏差値は57.1となり、東大は無理だが、関関同立の一部の学科には合格できるレベルになったという。今回紹介する『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』の著者である数学者の新井紀子は、このプロジェクトを主導した人物だ。

「東ロボくん」はマスコミで取り上げられ話題となった。AIが東大合格を目指していると聞けば、AIが囲碁や将棋で人間に勝ったように、今は無理でもいつかは東大に合格できるようになると思う人もいるだろう。しかし、新井はそれを否定する。そもそもこのプロジェクトは「近未来のAIの可能性と限界をすべての人がわかるような形で公開すること」を目的としており、当初から「私を含めた関係者の中に、近い将来にAIが東大に合格できると思う人は一人も」おらず、「スタートから6年を過ぎた今も同じ」という。



新井は「AIは神に代わって人類にユートピアをもたらすことはないし、その能力が人智を超えて人類を滅ぼしたりすることも」「当面」はないと言う（はっきり書いていないが、「当面」というのは100年先くらいのことを言っているらしい）。そして本書では、人間が当たり前のように行っていることがAIにとってはいかに困難であるか、様々な事例を挙げて説明している。

だがその一方で、AIによって「今後、10年から20年の間に、働く人々の半数が職を奪われるかもしれない」と、新井は危惧している。人間と同等の能力はなくとも、分野によっては優れた能力を持っているからだ。「AIの弱点は、万個教えられてようやく一を学ぶこと、応用が利かないこと、柔軟性がないこと、決められた（限定された）フレーム（枠組み）の中でしか計算処理ができないこと（中略）「意味がわからない」ということ」だという。だからその反対に「一を聞いて十を知る能力や応用力、柔軟性、フレームに囚われない発想力などを備えていれば」大丈夫ということになる。そして、AIに肩代わりされない仕事をやっていくためには、「読解力を基盤とする、コミュニケーション能力や理解力」が必須となるが、それが問題だと指摘している。

ここでいう読解力というのは、文章の意味内容を理解すること、社会や理科の教科書に書いてあることを理解する力といったことだ。新井は学生の質の低下を実感するなかでその実態を正確に把握するため、大学生を対象に、大学の初年度の教科書を理解する力を調べる調査を「東ロボくん」のプロジェクトと並行して実施した。その結果が惨憺たるものであったことから、全国の中高生25000人の基礎的読解力を調査することになる。その調査のために、「AIに読解力をつけさせるための研究で積み上げ、エラーを分析してきた蓄積を用いて」リーディングスキルテスト（RST）という手法を開発した。その調査結果は、本書の書名からわかるように、憂慮すべきレベルであったわけだが、詳しい内容は本書に譲る。

いつもは、ずいぶん前に読んだ古い本を引っ張り出してくるのだが、今回紹介するのは今まさにベストセラーになっている本だ。本書は、著者の専門外のことがらについては、正直なところ納得しがたいこともあった。特に教員の皆さんは本書を読むといろいろな意見がありそうに思うが、これからの世界を考えるために、今読むべき本であると思う。（Ka）

一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所

第52回定時社員総会

■日時：2018年5月19日（土）10：00～12：00

■場所：のじぎく会館203・204号室

総会終了後、13：00から『第1回人権セミナー』を開催します。（4面）

2018年度『人権セミナー』

第1回「ムラの歴史から学ぶ—地域教材を活用しよう！」

■講師：伊丹退職教職員組合

■日時：2018年5月19日（土）13：00～15：00

■場所：兵庫県立のじぎく会館（203号室）

■参加資料代：【一般】800円【会員・定期購読・学生】500円

第1回は
開始時間が
異なります。

昨年出版された『はじめてみよう！これからの部落問題学習プログラム』には、部落問題学習についての実践や、さまざまなヒントが掲載されています。そのなかでコラム「地域教材を活用しよう」では、子どもたちが、自分が暮らす地域の歴史や現状を学び、知ることで、部落問題をはじめとする人権問題をより身近に感じることができるのではないかと述べられています。では具体的にどうすれば地域教材を活かすことができるのでしょうか。地域教材を後世に残す大切さとその意義、また学校や地域での実践方法について、教員、地元の方々など様々な角度からご報告いただきます。

第2回「部落史に学ぶ、部落史から学ぶ」

■日時：7月（日程未定）14：00～16：00

■場所：のじぎく会館（予定）

第3回「小説『火垂るの墓』の舞台を歩く」

■日時：9月15日（土）14：00～16：00

■講師：辻川敦さん（尼崎市地域研究史料館）

■集合：阪神石屋川駅

■解散：JR六甲道駅

※参加資料代は未定です。

【事前予約制】

フィールド
ワーク

第4回「受刑者の人権

（神戸刑務所・ひょうご矯正展見学）」

■日時：10月13日（土）11：00～15：00頃

■講師：石元清英さん（ひょうご部落解放・人権
研究所所長／関西大学教授）

■集合：JR西明石駅（予定）

■解散：神戸刑務所

※参加資料代は未定です。

【事前予約制】

フィールド
ワーク

第5回「人権とは何か

—『世界人権宣言』から70年を迎えて—

■日時：2019年1月26日（土）14：00～16：00

■講師：阿久澤麻理子さん（大阪市立大学教授）

■場所：のじぎく会館（204号室）

第6回シンポジウム「部落問題とは何か（仮）」

■日時：2019年3月（日程未定）14：00～16：00 ■講師：未定

■場所：のじぎく会館（予定）

○講師、会場等は決定次第HP等
でお知らせします。

○申込・問合せは研究所まで
（TEL：078-252-8280）お願いします。

事務局から

- 数ヶ月に及び100万人デモで朴槿恵前大統領を罷免させた韓国。それと対比させながら海外メディアは「日本の民主主義は絶滅寸前」と、森友問題に注目している。「民」の一人としてどうするか、だな（H）
- 母を亡くした。最愛の母だった。大病をしながらも、昨年、娘の結婚式に出席してくれた。遺影はその日写したものだ。ピンクのチマチョゴリ姿がかわいかった。（K）
- 三宮のすぐ東に生田川があります。今日（3月27日）通りかかると、兩岸の桜が見頃でした。川辺では、山から川伝いに下りてきた猪が気持ちよさそうに寝ていました。昼寝日和です。（Ka）
- 猫ちゃんと一緒に暮らす生活が30年以上、猫の性格もイロイロで毎日が楽しく、癒されています。出かける時のコロコロは欠かせません (=^・^=) (I)
- タルトのお店「ア・ラカンパーニュ」には、この時期だけの桜のタルトがあって、毎年欠かさず食べています。桜マニアはぜひお試しを♪ (ひ)